

中小企業基本法・小規模企業振興基本法と条例の関係

中小企業基本法、小規模企業振興基本法における地方公共団体の責務

中小企業基本法（平成 11 年改正）

（地方公共団体の責務）

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

小規模企業振興基本法（平成 26 年制定）

（地方公共団体の責務）

第七条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、小規模企業が地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることについて、地域住民の理解を深めるよう努めなければならない。



平成 11 年の中小企業基本法の改正、平成 26 年の小規模企業振興基本法の制定により、それぞれ地方公共団体の責務が規定されたことにより、都道府県での条例制定の動きが広がった。